

23 建企第 333 号

平成 23 年 9 月 27 日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合

様

長崎県土木部長

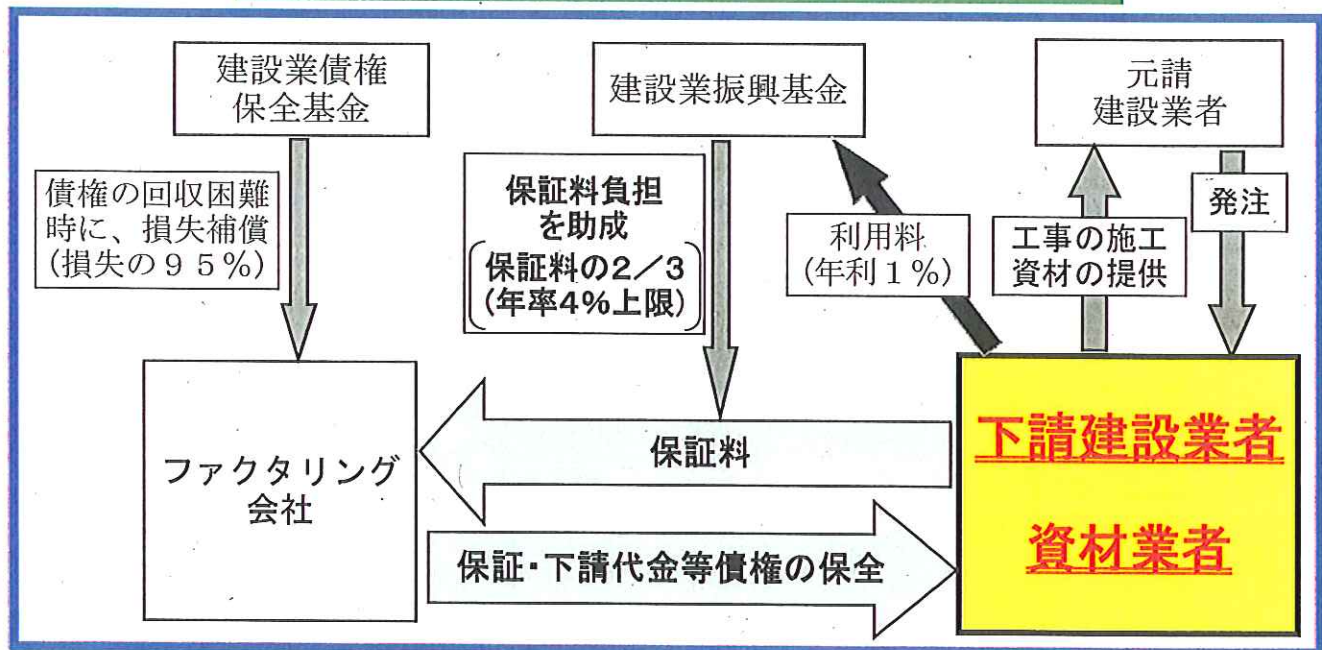


下請債権保全支援事業の周知について

建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営環境に直面していることから、下請建設業者等の経営を支えるための金融支援対策として、下請建設業者等の有する債権を保全するための措置が国土交通省において平成 22 年 3 月 1 日より講じられ、当初は平成 23 年 3 月 31 日までの措置でありましたが、依然として中小・中堅の下請建設業者等は極めて厳しい経営状況に直面していることから、平成 24 年 3 月 31 日まで延長されています。

つきましては、別添を貴団体の掲示板に掲載していただく等、貴下会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。また、総会、研修会、各種会議時にも併せてご周知くださいますようお願いいたします。

下請債権保全支援事業



「**下請債権保全支援事業**」とは、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、元請建設業者の倒産に伴う下請建設業者等の連鎖倒産の防止等を図るため、ファクタリング会社が、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する債権の支払いを保証し、元請建設業者からの債権回収が困難となった際、下請建設業者等に保証金を支払い、下請代金等債権を保全するための制度です。国土交通省により創設され、**平成24年3月31日までの**時限措置となっています。

※下請建設業者等とは、**建設業者**（資本金20億円以下又は常勤従業員1,500人以下）又は**資材業者**をいいます。

※ファクタリング会社とは、貸金業登録されている者のうち建設業の実務に関する専門的知見を有し、建設業振興基金に認定された者をいいます。長崎県内では、2社が支店又は営業所を設置しています。

詳しくは建設業振興基金のホームページをご覧ください。

○下請建設業者等が負担する保証料の3分の2（年利4%上限）を助成

○下請建設業者等は受益者負担として年利1%の利用料の支払

○詳しくはファクタリング会社又は建設業振興基金までお問い合わせください。

建設業振興基金（業務第一部） TEL. 03-5473-4575
URL. <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/index.html>